**第４号議案　2023年事業方針**

**はじめに**

　新型コロナウイルス感染症と再三にわたり向き合ってきた当協会活動ではあったが日本全体の社会活動も徐々に新しい変化も身に着け歩みだしている。新年度はハイブリットながら３年ぶりの参集全道大会を釧路にて開催するに至った。

　当協会は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会北海道支部を併設しており、日本協会と可能な限り連携し組織運営を担っている。北海道支部会員は増加し全国支部４番目の会員数となっている。一方で本体の当協会員数は横ばい状態であることから、今後も一層の仲間の獲得を目指しバランスのとれた組織強化を目指していく。

　また、精神保健福祉士の周辺では様々な課題も山積している。さらに、中心的な課題であった社会的入院や地域移行に加え、入院患者や障がい者への人権侵害、認知症の方々を精神科入院として処遇することについてなど、その内容も多岐にわたる。

　従来の課題に混沌とした社会状況も加わり、幅広いメンタルヘルス対応の課題に直面することも増加し、専門職としても職能団体としても一層の資質の向上に努めなければならない。

災害対応も組織体制を少しずつではあるが強化していかねばならい。日本協会とも連携し、これまでの『委員会』から『部』とし整備する。

　新年度協力事業として、昨年度は実施が叶わなかった当事者支援のピア活動の基本的研修が、今年度は北海道でも正式に動き出す予定である。当協会としても北海道や当事者団体とともに協同していき、さらには採択されることがあれば司法モデル事業も外部協力として連携したい。

　以下、具体的な活動方針を示す。

1. 組織再編について

災害対策は継続して単独の「災害対策委員会」を事務局付けで維持してきた。今年から委員会を格上げし災害状況に可能な限り迅速な動きができるように事務局付けから単独の「災害対策部」とし、情報収集の連動を図り必要に応じて「災害対策本部」の立ち上げを行う。

1. 会員獲得キャンペーンについて

当協会の会員数がコロナ過や養成人数減少も含め横ばい、微減状況にあることから仲間を増やし活動

強化していくことを視野に入れ、２年間の「会員獲得入会金免除キャンペーン」を実施する。１年目である今年度は、「入会金」を全額免除し、また現協会会員へもキャンペーンの一環として今年度の全道大会の参加費を全額免除とする。

1. 委託事業について

2015年度より福島県からの委託事業「福島県外避難者の心のケア事業」を継続する。福島県からの要請を受け体制整備中心で活動するが、今年度は新型コロナの減少も垣間見られることから具体的な活動も可能な範囲で視野に入れていく。

1. 事務局体制について

北海道社会福祉士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、介護福祉士会と４団体で場所共有の事務局体制も２年経過となる。本協会は今年度も３名体制で事務局を維持する。４団体の会長会議はすでに１回目の会議をzoomで開催し共同活動を例年の形で実施することを決めた。もう１回参集会議を開催しさらなる共同について協議する予定である。

1. スーパービジョン体制について

すでにブロック活動等でグループスーパービジョン研修は実施されている。今年度は資格実習部で更

なる検討を図り北海道協会におけるグループスーパービジョンを当協会及び外部との連携も加え積み

重ねていく。

1. 研修事業にいて

当協会職能団体としての中心的活動である会員の資質の向上を担保していく。日本協会基幹研修との連携も含め実施していく。当協会として入会時Ⅰ、入会時Ⅱ、専門と重ねていく。

1. 地域相談支援委員会について

今年度からはじまる予定の北海道ピアサポーター研修との連動窓口として位置づける。まだ詳細は示されていないが国の事業を受け北海道が本年会開催の研修を当協会もピア団体や関係団体とも連携していく。また司法モデルの協力要請があれば窓口として位置づける。

1. 苦情対応・処理委員会について

本年度正式な申し立てはが常設委員会として継続し「申し立て」があれば迅速にかつ適正な対応をする。

**Ⅰ　各部の事業方針**

**１　事務局**

　本協会における会員や関係機関からの問い合わせの窓口を担うとともに、事務を統括する。理事会の運営及び議事録の作成、各研修会の受付、会員動向の把握及び会員個人情報の管理、会員名簿の作成及び発行、各種情報の管理、各種委員会の窓口等の役割、行政及び教育機関や他団体との対外窓口としての対応、出版物の保管・管理などを行う。また、オンラインによる会議や研修の増加に伴い、ＷＥＢ会議アカウントや連絡用携帯電話回線等の管理も行う。

　自治体や他団体からの各種委員の派遣依頼や会議等への出席依頼、会員からの連絡等に円滑に対応できるよう、今年度も３名の事務局員（うち１名は会計担当）を週４回各３時間事務所に配置し、事務局の体制を整備する。

　財務部をはじめ、各部や各ブロックと連携して事業にあたるとともに、北海道内外の精神保健福祉にかかわる情報収集に努める。また、引き続き会員への各種情報の配信や緊急時安否確認のため運用している会員メーリングリストの整備や登録の拡大に努める。

**２　財務部**

１）会費請求業務

①期限内（6月30日）納入及び納入率の向上を図る。会費未納者については督促ハガキの発送（10月・２月）やブロック役員からの声掛け等行っていく。

②会計担当事務局員と連携しながら会費の適切な管理を行う。

２）財務管理及び会計処理業務

　①10月に理事会に対し中間報告を行う。

　②顧問公認会計士と連携し、「会計処理に関する規程」に基づいた、適切な会計処理を行う。

**３　教育・研修部**

職能団体として、研修事業は本協会の中心的機能の一つである。今年度においても、会員の意見・要望等を踏まえ、精神保健福祉領域の専門職である会員個々の資質の向上に資する内容、精神保健福祉領域の動向・情勢に即した内容の研修を下記の通り企画・運営する。

新型コロナウイルス感染症の流行以降、昨年度までにオンライン参加単独型・会場参加とオンライン参加のハイブリット型での開催など会員の安全が担保される形での開催方法を模索してきたが、今年度についても引き続き、会員の安全が担保され、かつ多くの会員が参加できる利便性の良い開催方法や時期を検討する。

１）『入会時指定研修Ⅰ・Ⅱ』

会員には、本協会入会から原則３年以内に『入会時指定研修Ⅰ』『入会時指定研修Ⅱ』を修了することが義務となっていることから、本協会入会から３年以内の会員を主たる受講対象とし、下記の通り研修を開催する。

なお、研修案内については、受講対象となる会員へ文書にて発送する他、協会だよりや協会ホームページ、協会公式フェイスブック等を利用して周知を図る。

①『入会時指定研修Ⅰ』

日本協会主催の生涯研修制度『基幹研修Ⅰ』の開催を受託し、読み替え可能な研修として開催する。

研修内容は、日本協会主催の生涯研修制度『基幹研修Ⅰ』のシラバスを基に、本協会や日本協会の歴史や役割、精神保健福祉士の専門性、現場における精神保健福祉士の実践等を学ぶものとする。

主たる受講対象は、『入会時指定研修Ⅰ』未受講の会員とし、『基幹研修Ⅰ』未受講の『入会時指定研修Ⅰ』修了者ならびに本協会に所属しない日本協会構成員も受講対象に加え、両協会会員間の相互交流や本協会への入会促進、日本協会の生涯研修制度の周知や普及を図る。

なお、本協会に所属しない日本協会構成員への案内については、基幹研修委託費から費用を捻出し周知を図る。

　②『入会時指定研修Ⅱ』

『入会時指定研修Ⅰ』を修了した会員を主たる対象とし、現場における日々のソーシャルワーク実践を振り返りや理論と現場での実践の結びつけを行い、精神保健福祉士の業務や支援について省察する内容とする。

２）『専門研修』

①精神保健福祉領域の動向・情勢や会員の意見・要望等を踏まえ、会員個々の資質の向上と研鑽に資するテーマを選定し企画する。

　②対象は全会員とするが、内容に応じて関係団体や学生等の参加も認める。

　３）上記以外の研修について

①本協会他部・ブロック主催の研修についても、必要に応じて連携・協力・共催を行う。

②日本協会や他関係団体等より、研修への協力・開催委託・共催等の依頼がある場合には、理事会において協議の上、必要に応じて可能な協力を行う。

**４　社会活動・研究部**

精神保健医療福祉領域に関する情報や当事者の権利擁護、支援活動に着目し、北海道内を中心としたそれら様々な活動などを会員に対して発信する。また、北海道内にある精神障害者当事者団体や家族会の実情を把握し、会員に周知するとともに、求めに応じて同団体からの協力依頼に対応する。

また、北海道内の同領域において社会的な問題などが発生し、かつ理事会において必要と判断されたときは、会員や関係団体等に対し、同問題に関する実態調査などを実施するとともに、その結果を協会だよりに掲載する。

１）精神保健医療福祉領域に関する情報の収集及び発信

　　厚生労働省などの行政機関やその他関係機関から精神保健福祉士として必要な情報やトピックス等を収集し、協会だより等をとおして情報を発信する。

２）精神障害者当事者団体等の現状把握及び支援活動

　北海道内に所在する精神障害者当事者団体や家族会を訪問し、同団体の現状や課題などの実情について、インタビューを行うとともに、聴取した内容を適宜協会だよりなどに掲載し、会員に広く知っていただく。

また、同団体等から何らかの協力依頼があった場合は、理事や会員と連携を図りながら対応する。

３）実態調査等の実施について

　北海道内における精神保健医療福祉領域において社会的な問題（精神障害者に対する虐待や権利侵害などの行為など。）が発生し、当部からの提案や会員からの求めなどがあり、かつ理事会が必要と判断したときは、会員や関係団体等に対し、実態調査等を目的としたアンケートを実施する。その結果については、協会だよりに掲載し、会員に周知する。

４）災害対策委員会との連携

災害対策委員会と必要な連携を図るとともに、同委員会から求めがあった場合、適宜協力する。

**５　広報・出版部**

昨年度に引き続き、協会誌『協会だより』（年４回発行）、ジャーナルの発行（年１回発行）、ホームページ管理、Facebookの運用・管理を行う。また、協会活動等の発信・周知に関し、他部と協働し内容および手段について検討し取り組む。

前年度、会員から発行物の内容精査についてご指摘をいただいたことを踏まえ、広報・出版部のみならず理事会全体の協力を得て、発行時の内容精査を引き続き行っていく。

１）協会だより発行

３か月毎に紙媒体にて発行し、12月発行号は電子版もあわせて発行する。尚、電子版には『会員動向』については掲載せず、紙面のみへの掲載とする。

協会だよりでは、昨年に引き続き、各部・各ブロックとの連携を強化し、協会だよりにて部・ブロック活動の様子を発信していく。

内容：理事会議事録、研修情報・報告、各部の活動報告、道内の活動、求人情報等を掲載し、会員に送付。

1. 2023年６月30日　発行予定
2. 2023年９月30日　発行予定
3. 2023年12月25日　発行予定
4. 2024年３月15日　発行予定

２）ジャーナル発行

2023年３月に発行予定。内容については年度内に検討を行う。

３）ホームページ管理

引き続き研修情報、求人情報、ほか協会関連の情報等について随時更新をおこなう。情報へのアクセスしやすさと、協会活動の見える化を意識し、各部・ブロックと協力しながら改訂を重ねていく。

４）Facebook運用・管理

2022年度より度運用を開始した当協会Facebookページについて、会員および協会への入会を検討しておられる方々に情報が届くよう、ホームページとのコンテンツ間連携を行い、引き続き運用・更新に努める。

**６　資格・実習部**

昨年度に引き続き、北海道精神保健福祉士協会のスーパービジョン体制について、各部・各ブロックや認定スーパーバイザーと連携し協議・検討していく。また、精神保健福祉援助実習指導にかかわる研修の開催や将来的な人材の確保を目指して日本ソーシャルワーク教育学校連盟北海道ブロック（以下、ソ教連北海道ブロック)と連携を図っていく。

　さらに、『精神保健福祉援助実習指導の手引き』の更新作業を行っていく。

1. 北海道精神保健福祉士協会のスーパービジョン体制について各部・各ブロック、認定スーパーバイザーの協力を得ながら検討していく。
2. 共催の研修会などを通して、実習指導者の資質研鑽や将来的な人材の確保についてソ教連北海道ブロックと検討していく。
3. 『精神保健福祉援助実習指導の手引き』の更新作業を関係者に協力を得ながら進めていく。

**７　災害対策部**

災害対策委員会は、一般社団法人北海道精神保健福祉士協会（以下、協会）の災害時における各種活動を担う窓口として活動をおこなってきた。事業方針案は以下の通りとする。

１．組織改編および名称変更

協会の災害対策および災害支援活動をより充実させていくために組織改編を行い、これまでの委員会を部とし、名称を「災害対策部」とする。また、これまで担当理事を事務局付けとしていたが、これを部専属の理事とする。

２．体制整備

（１）会員の安否確認を速やかに行い、必要に応じて支援を実施できるよう、協会会員の連絡先情報を収集し緊急連絡体制を整備する。特に会員数の多い札幌地区で有効な情報収集がおこなえるよう、ネットワークを構築する。これらは協会事務局および各ブロック理事の協力を得ておこなう。

（２）協会として災害発生時における支援活動が実施できるよう具体的に検討を進めていく。

（３）協会理事会または四役会と連携して災害対策本部を立ち上げる手順について定め、理事会への周知をおこなう。

（４）会員の安否確認体制の整備を促進し、防災意識を高めるため、定期的に緊急時安否確認訓練等を実施する。

（５）災害対策委員懇談会を開催し、災害対策部・理事会・日本精神保健福祉士協会災害対策委員の連携強化を図る。

（６）北海道精神保健福祉士協会災害支援ガイドラインの改定に向けた検討をおこなう。

３．災害発生時の活動

北海道における災害発生時には、定めた手順に従って災害対策本部を立ち上げる（または立ち上げについて協議する）。また、必要に応じて情報収集、災害支援活動（または後方支援活動）、会員への情報提供などを実施する。北海道外での災害発生時には四役会・理事会と協議の上、具体的な動きを決定する。

上記の活動を有効に行うために、平時より北海道・北海道社会福祉協議会・その他専門職能団体等との連携に向けた協定の締結、情報交換等を進めていく。

４．委託事業

福島県から委託を受けている「福島県外避難者の心のケア事業」を継続実施する。

５．その他、災害対策部の活動趣旨に沿った取り組みを協会の各部・ブロック等と連携を図りながら実施する。また、既に災害支援活動に関わった経験のある会員等からも活動内容等について情報を収集し、体制整備に役立てる。

**Ⅱ　各ブロック事業方針**

**１　札幌東ブロック**

北海道のおける道央エリアは札幌市を中心に、都市機能が集積しており、人口や社会資源が集中しているのは既知のとおりである。精神保健福祉士の活躍できる領域は広がりをみせているが、個人の業務としては、調べきれないほどの社会資源の中で、自身の見える範囲、手の届く範囲に限定されているのではと感じている。また、勤務地と居住地でブロックが異なることも珍しくなく、当協会ブロックの活動を身近に感じられにくい環境になっているのではないかと危惧している。ブロック活動としては、協会会員が行っている業務を通じて、ソーシャルワークの実践の理解を深め、ほんの少しの向上心をサポートできる場の提供ができないものかと感じている。

そうした中で、2022年度の札幌東ブロックでは、中堅層を対象としたスーパービジョン研修を実施し、中堅者ならではの悩みや孤立感、苦労を共有できる学びの場を設けており、また、初任者が参加できる場の開催を検討してきた。

2023年度は、昨年度実施した中堅者向け研修を他ブロックとも協力しながら継続発展させるほか、認定スーパーバイザーと資格実習部に合力頂きながら、継続した資質向上のための場を設けたいと考えている。活動の実施に当たっては、新型コロウイルス感染症対策について留意しながら、ブロック会員のニーズに応えた活動を行いたいと考えている。

１）スーパービジョン研修の開催

２）会員同士の繋がり強化のための活動

３）災害時対策と安否確認訓練の実施

４）諸活動のおける他ブロックとの連携

５）定期的なブロック会議の開催

**２　札幌西ブロック**

2022年度はブロック構成員が気軽に集まり、それぞれがまた翌日からの活力を養うことができるような定例会を奇数月に行い、ブロック会議を偶数月に開催するという体制を定着させるとともに、ブロック体制の強化にも取り組み、協力員の増員もできた。ただし、2021年度、2022年度は全ての定例会及びブロック会議はオンラインでの開催となった。2023年度は定例会を継続・発展させつつ、参集での開催も視野に入れ、ブロック体制のさらなる強化を行う。さらに、ブロック構成員向けだけでなく、外部へ開かれた活動等にも繋げていきたい。

１）西ブロック定例会とブロック会議の定例開催の継続・発展

２）ブロック体制の強化

３）構成員向けの企画だけでなく、外部へ向けた意見や情報発信の活動及び他団体等との連携についての模

　　索

**３　札幌南ブロック**

　2022年度は、主に全道大会の開催に注力した一年となった。新型コロナウイルス感染症対策のため、Zoom

にて全道大会を開催した。全9回にわたるオンライン会議とビジネスアプリを使用した意見交換を経て、90

名の会員にご参加いただいて実施することができた。

　2023年度は、年度途中から新型コロナウイルス感染症の扱いに変更が見込まれるため、オンラインや対面で、会員同士がつながりを感じられる活動を再開していく。

１）災害アンケートの集計と結果に基づく、災害対策の検討

２）「あの時、どうしてた？」を語り合う会（近況報告会）の開催

３）関係団体や協会内の他部・ブロックと連携した活動を行う

４）上記を通じて非会員の精神保健福祉士と接点があった場合に、協会の取り組みを伝え、入会の促しをする。

**４　後志ブロック**

昨年度は、3年ぶりに参集型のブロック研修を開催できた。今年度は、参集型だけでなく、会員のニーズや参加のしやすさも考え、オンラインやハイブリットなどの開催方法も検討していきたい。また、毎月行っているブロック定例会も、オンラインを軸にしつつ、少しずつ集まって開催できる会を増やしていきたい。会員数の少ないブロックなので、引き続き協会活動の周知や、他機関、地域との連携強化にも努めていく。災害時の安否確認体制やメーリングリストの活用方法については継続して検討していきたい。

１）毎月の定例会議の開催

２）ブロック研修の開催

３）災害時安否確認等、会員間ネットワークの強化に努めていく

４）非会員や他職種、他団体との交流や連携した活動

**５　道南ブロック**

多岐にわたるブロック活動を管理していくためにブロックにおける四役、事務局、協力員それぞれの役割を明確にし、さらなる体制強化を図っていく。2022年度は、オンラインの活用と共に、従来の集合型で研修会、家族支援ネットワークを開催する事が出来た。年３回を目標に研修会、家族支援ネットワークの開催を行なっていく。集合型での開催に移行していく年度になると思うが、様々なニーズに対応出来るオンラインについても検討していく。2022年度は、スーパービジョンをテーマにした研修会を開催したが、継続したスーパービジョン実施に向けて、資格実習部と連携していく。

コロナ禍の影響で、他機関、他団体との活動が希薄になっていたが、2022年度は、３団体合同研修会が開催されるなど、他団体との交流が再開された。引き続き他団体との活動について検討実施を目指していく。

これまで同様地域と連携をとりながら派遣・渉外活動を実施していく。2022年度には、道南八雲町から災害時における連携についての協議の場がもたれた。道南地域の当事者家族団体からは、気軽に精神保健福祉士と繋がる事が出来る機会を求める意見が挙がっている。協会理事会と連携を取りながら、ブロック内で協議を行っていきたい。

１）派遣渉外活動の継続、地域との連携強化

２）精神障害者家族支援ネットワーク

３）他団体との交流事業

４）自己研鑽を目的にした研修会の開催

５）スーパービジョン体制の整備（資格実習部と連携）

６）定期的なブロック会議の実施

７）地域のニーズに合わせた協会活動の検討（災害支援、精神保健相談会等）

**６　道東ブロック**

　2022年度同様、ブロック研修や他職種との合同研修を継続して行い、現会員の研修機会の確保に努める。また、当ブロックは広域ではあるが、メーリングリストを積極的に活用し、会員間の動向を含め、情報交換等、ネットワークの強化に努める。

1. 道東ブロック会員の研修機会の確保に努める
2. 道東ブロック会員相互のネットワークの強化に努める
3. 非会員との交流の場の確保に努める

**７　道北ブロック**

アフターコロナを念頭に入れつつ、通信技術を活用し、広い道北ブロックに点在する各地域のコミュニティでの活動の掘り起こし・すでに協会員が関わっている活動への協力を行なう。そのために、これまでブロック内で中心的に活動していた地域だけではなく、協力員不在地域のワーカーともコンタクトをとり、地域活動の情報共有や必要な活動協力を行ない、その活動を通してブロック全体で情報交換等を行ないながら活性化を図る。

研修会等については、ブロックの協力員内で協議のもと、ハイブリッドまたは対面式での開催を視野に入れながら検討していく。

1. ブロック会議（リモート含む）の実施
2. 研修、交流会を該当地区で実施（状況に応じてリモート併用）
3. メーリングリストやSlackや直接連絡・リモートを活用した道北ブロック会員の交流促進・情報共有・活動協力
4. 各地域の活動の情報収集、情報交換
5. 多職種、非会員との交流促進

**８　日胆ブロック**

2021年度、2022年度は、コロナ禍の中で思うように研修会等の企画・運営ができなかった。オンライン開催として研修会を実施したが、顔の見える関係性を築いていくには集合による研修会開催が望ましいと感じている。2023年度は感染対策の制限緩和が見込まれるため、コロナ禍ではできなかった集合による研修会を企画していきたい。特に、当ブロックは広域であり、会員同士が交流する場が少なくなってしまう現状がある。会員同士の交流と顔の見える関係作りに重点を置き、継続的な研修会・交流の場を設けていきたい。また、当ブロックの特徴として、当事者や多職種、非会員の積極的な参加があった。その特徴も継続して活かしていける様に、幅広い分野との連携を意識して企画・運営をしていきたい。

１）ブロック会議の開催

２）研修会の開催

３）メーリングリストの活用による協力員間の情報共有

４）多職種、非会員との交流促進

**Ⅲ　各委員会**

**１　苦情対応・処理委員会**

年１回の委員会を開催するとともに、対応すべき苦情等があった場合には、規程に則り随時対応する。

**２　地域相談支援委員会**

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の一部改正する法律案の可決成立により、精神保健福祉士法における精神保健福祉士の定義の一部が改正され、2024（令和6）年4月1日から施行される。しかしながら、精神保健福祉士は、精神科病院に入院する精神障がい者の地域相談支援の利用に向けた相談を業とすることに変わりはない。また、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等に属するピアサポーターと協同し、地域移行支援もしくは地域生活に係る相談支援に向けた実践を積み重ねることが求められていることは言うまでもない。当委員会は、精神障がい者の地域移行支援の推進やピアサポーター及び精神障がい当事者との協同の重要性を道協会会員と伴に理解の深化に努めたい。

次に、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容の一つに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進が示され、ピアサポート活動が一部報酬として評価される仕組みであることが明記された。報酬改定に基づく事業を展開する事業者情報にも着目し、引き続き情報の収集と発信に努めたい。

一方、北海道は、障害福祉サービス事業所並びに相談支援事業所にピアサポーターを配置するために必須となるピアサポート研修会をコンソーシアムによる開発・運営を方針とすることを決定した。道協会は今後、共同組織の一つとして活動する可能性がある。当委員会は、ピアサポーターの有用性等の情報収集並びに情報発信等の実践を積み重ねた実績があることから、協力する意向としたい。

１）普及啓発活動

1. 令和３年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容の一つであるピアサポートの専門性の評価に着目し、主に北海道内における関係事業所の事業展開に関する情報の収集と発信に努める。
2. 精神科病院に入院する精神障がい者の地域相談支援や精神障がい者の地域生活に係る相談支援に資する情報収集と発信に努める。

２）地域移行支援に係る人材育成活動

1. 精神保健福祉士とピアサポーターとの協同による地域移行支援の実情や精神障がい当事者との協同の重要性、関係機関との連携、ケアマネジメントの実際等の理解の深化に繫がる機会を検討したい。
2. 北海道が実施主体であるピアサポート研修会の開発・運営に向け、協力する意向としたい。

３）オンラインシステムの活用について

　　オンラインシステム（zoom）を積極的に活用することで、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止に注視しつつ、合理的かつ効率的な会議等を開催する。

４）関係部署及び機関等の連携について

　　　活動の推進に向け、北海道協会における各部及び各ブロック、また各関係機関と連携に努める。

**Ⅳ　提案委員会**

2022年度、招集することはなかったが、協会への事業提案、理事会の諮問機関として常設し必要に応じ臨時会議を開催し、招集していく。

**Ⅴ　その他**

これまで積み上げてきた他団体との連携協力関係を堅持する。また、新たな連携の可能性や要請があれば理事会で検討し、関わっていく。